



# 第1部 序論

第1章 後期基本計画の策定にあたって

第2章 後期基本計画の策定の視点

# 第1章 後期基本計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

本市では、平成19年度から平成28年度を計画期間とする笠間市総合計画に掲げた将来像「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間 ～みんなで創る 文化交流都市～」の実現を目指し、さまざまな取り組みを進めております。

しかし、近年、我が国の社会経済情勢は、少子高齢社会の進展、グローバル社会やユビキタスネットワーク社会の到来、さらには、地球規模での環境問題の深刻化など急激な変化を遂げており、市民生活をはじめとする地域社会にさまざまな影響を及ぼしています。

また、現在、地域主権戦略会議を中心に、地域の住民一人ひとりが自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負う「地域主権」の確立を目指した取り組みとして地域主権改革が推進されています。その中で、地方自治体は、自らの判断と責任により地域の实情に沿った施策を展開していくことが求められており、特色を生かした活力ある豊かな地域社会づくりを進めていくことは、より重要なものとなります。

さらに、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、大規模津波などによって多くの尊い命が失われました。このような状況の中、地域の絆の重要性を再認識するとともに、安心・安全社会の実現に関する意識が高まっています。

以上のことから、市民が将来にわたり安心して暮らし続け、次代に継承できるまちづくりを進めるためには、社会経済情勢を的確に把握し、本市の持つ個性溢れる魅力を高めていく、中期的なまちづくりビジョンが必要となります。

そのため、市民と行政の協働により計画的にまちづくりを進めるための指針として、ここに笠間市総合計画後期基本計画を策定するものです。

---

■本冊子中の※については、巻末の「用語解説」をご覧ください。

## 2 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の三層で構成します。

